茂原市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			現行		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第3条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		,	第3条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
茂原市立新茂原幼稚園	茂原市上林56番地2		茂原市立五郷幼稚園	茂原市早野17番地1	
			茂原市立新茂原幼稚園	茂原市上林56番地2	

附 則(令和4年○月○日茂原市条例第○号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。